

定期接種の機会を逃した女性に対するヒトパピローマウイルスワクチン接種機会の確保並びにより効果の高いがん予防対策を求める意見書

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは、定期接種であるにもかかわらず、平成25年6月以降、積極的勧奨を差し控えたまま8年余りが経過しました。これに伴い、平成12年4月から平成17年3月生まれの女性のほとんどが、定期接種の期間を過ぎた場合に、公費での接種が受けられなくなることも含めての情報が伝えられないままに接種機会を逃しました。このまま接種がなされなければ、約22,000人の女性が防げたはずの子宮頸がん罹患し、約5,500人の女性が子宮頸がん命を落とすと推計されています。

定期接種の機会を逃した女性のうち、自ら希望し、任意接種を受ける女性は、高額な費用を自己負担しなければならず、万一副反応が発生した場合の補償にも差が生じます。経済的理由により任意接種ができない場合、がん予防に経済的格差が発生し、性的接触によって感染するため、これから妊娠・出産を考える女性を脅かすことは、公衆衛生上の重要な問題となります。

令和3年11月26日、厚生労働省は、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を令和4年4月から再開するよう各自治体に通知しました。しかし、すでに接種機会を逃した女性へのキャッチアップも急務であります。また、より効果の高い予防効果が期待できる9価ワクチンを定期予防接種に使用できるようするとともに、男性も定期予防接種対象とすることも必要であります。

よって、早急に予防接種法施行令を見直し、8年間の遅れを取り戻し、命と健康を守るためにも、国会及び政府におかれましては、次の事項を確実に実現されるよう強く要望します。

- 1 定期接種の接種機会を逃し、HPVワクチンの任意接種を希望する女性に対して、キャッチアップできる措置とすること。
- 2 9価HPVワクチンを定期予防接種に使用できるよう、早急に対応を行うこと。
- 3 男性も定期予防接種の対象とすること。
- 4 接種を躊躇せず安心してHPVワクチン接種ができるように適切な情報提供と診療体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて